令和８年９月
国土交通省海事局

標準運送約款等の一部を改正する告示について

１．背景

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第９号）により、外国人配偶者をもつ場合など、戸籍に国籍を記載する場合において、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、国籍に代えて、当該地域を戸籍に記載することとされたところ、国土交通省が単独で所管する省令で、申請書等において「国籍」の記載を求めているもの等について、上記と同様の措置を講じるため、所要の改正を行う予定である。

こうした状況を踏まえ、海事局が所管する告示についても、「国籍」の記載を求めているもの等について、上記と同等の措置を講じるため、所要の改正を行うこととする。

２．概要

○　別紙に掲げる告示の条項や様式中に規定されている「国籍」を、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する「国籍等」に改める。

※　「国籍等」とは、①国籍の属する国　or　②出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条第５号ロに規定する地域をいう。②の地域について具体的には、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第１条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められている。

※　OCR に用いる申請書の記載方法に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 660 号）別表第５については、上記の地域を追加する改正を行うこととする。

○　その他所要の改正を行う

３．今後のスケジュール

公布・施行：　令和８年 10 月１日

（別紙）

改正告示一覧表

	告示名	条項又は様式
1	標準運送約款 （昭和 61 年運輸省告示第 252 号）	・第 20 条
2	OCR に用いる申請書の記載方法に関する告示 （平成 15 年国土交通省告示第 660 号）	・第３号様式 ・第５号様式 ・第 18 号様式 ・第 21 号様式 ・第 22 号様式 ・第 25 号様式 ・別表第５
3	特定警備実施要領 （平成 25 年国土交通省告示第 1162 号）	・第５条第１項第１号